

【報告第1号】

阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱等の改正について

阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱の改定について

【改正理由】

平成25年度より阿見町デマンドタクシー本格運行に伴い要綱の一部を改正するものである。

【改正後の要綱の施行期日】

議案承認日

【改正内容】

「阿見町デマンドタクシー実証運行事業実施要綱」を「阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱」に改める。

第6条中「阿見町の区域内」を「阿見町の区域内及びJR常磐線荒川沖駅（東口）」に改める。

【参考】新旧対照表

改正後	現行
(略)	(略)
(運行範囲)	(運行範囲)
第6条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内及びJR常磐線荒川沖駅（東口）とする。	第6条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内とする。
(以下略)	(以下略)

※表中の下線を付した字句が改正箇所

【資料】 阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱（改正案）

阿見町地域公共交通活性化協議会規約及び阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程及び阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正について

【改正理由】

平成25年4月1日に阿見町の機構改革等に伴ない、阿見町地域公共交通活性化協議会規約及び阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程及び阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正するものである。

(1) 阿見町地域公共交通活性化協議会規約の改正

別表（第5条関係）中「(9) 社団法人茨城県バス協会 代表」を「一般社団法人茨城県バス協会 代表」に改める。

同表中「(10) 茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表」を「一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表」に改める。

同表中「(15) 阿見町議会総務常任委員会委員長」を「阿見町議会産業建設常任委員会委員長」に改める。

【資料】 阿見町地域公共交通活性化協議会規約 別表(第5条関係)(改正案)

(2) 阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程の改正

別表(第3条関係)中「(6) 茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表」を「一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表」に改める。

同表中「(7) 社団法人茨城県バス協会 代表」を「一般社団法人茨城県バス協会 代表」に改める。

同表中「(15) 阿見町総務部 企画財政課」を追加する。

【資料】 阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程 別表(第3条関係)(改正案)

(3) 阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正

第3条第2項中「阿見町総務部企画財政課長」を「阿見町都市整備部都市計画課長」に改め、同条第3項中「阿見町総務部企画財政課の職員」を「阿見町都市整備部都市計画課の職員」に改める。

【参考】 新旧対照表

改正後	現行
(略) (職員等) 第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、 <u>阿見町都市整備部都市計画課長</u> をもって充てる。 3 事務局員は、 <u>阿見町都市整備部都市計画課の職員</u> をもって充てる。 (以下略)	(略) (職員等) 第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、阿見町総務部企画財政課長をもって充てる。 3 事務局員は、阿見町総務部企画財政課の職員をもって充てる。 (以下略)

※表中の下線を付した字句が改正箇所

【資料】 阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程(改正案)

## 阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱（改正案）

平成 22 年 12 月 24 日

### （目的）

第 1 条 この事業は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が運営主体となり、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、その利便性の増進を図ることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) デマンドタクシー事業者 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、法第 4 条の許可を受けて事業を経営する者をいう。
- (2) デマンドタクシー 前号に規定する法第 4 条の許可を受けて事業を営業者が、10 人以下の車両により運行するものをいう。
- (3) デマンドタクシー 事前の予約により利用者の自宅と目的地の間を送迎する乗合タクシーをいう。

### （事業の形態及び委託）

第 3 条 この事業は、デマンドタクシーによる運行とし、運行に関する業務の一部をデマンドタクシー事業者に委託することができるものとする。(以下、協議会の委託を受けたデマンドタクシー事業者を「事業者」という。)

### （対象者）

第 4 条 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 阿見町に住所をおく者。
- (2) 一人で乗降が可能な者。ただし、一人で乗降ができない場合は、付添人が同伴すれば可能とする。
- (3) その他、協議会会長が特に認める者。

### （登録）

第 5 条 この事業を利用しようとする対象者は、協議会会長に阿見町デマンドタクシー利用登録申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 協議会は、申請書の内容等を確認した後、申請者を利用登録者台帳(様式第 2 号。以下、利用登録者台帳に登録された者を「利用者」という。)に記載し、利用者に対して登録カード(様式第 3 号)を発行する。

3 利用者がデマンドタクシーの乗降及び乗車中において介添えを必要とする場合は、当該介添者は前 2 項に規定する登録に拠らずに当該利用者と同乗できるものとする。

### （運行範囲）

第 6 条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内及び JR 常磐線荒川沖駅（東口）とする。

(運行日)

第7条 デマンドタクシーの運行日は、月曜日から金曜日までの週5日間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から3日までの間及び12月29日から31日までの間は運行しないものとする。

(運行時間)

第8条 デマンド型乗合タクシーの運行時間は、8時から17時までの1日9回とする。

(乗車料金)

第9条 利用者及び当該利用者の介添をする者は、乗車1回につき大人(中学生以上)が400円、小人(小学生以下)及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人・介護保険法における「要介護者」「要支援者」(以下「身体障害者等」という。)並びに身体障害者等に付き添う人1人までが200円の乗車料金を支払うものとする。ただし、利用者が同伴する3歳児未満の幼児は無料とし、3歳以上7歳未満の幼児については保護者1人につき2人まで無料とするが、3人目からは200円を支払うものとする。

2 乗車料金の支払い方法は、協議会が発行する回数券で支払うものとする。

3 回数券の販売については、協議会及びデマンドタクシーの車内にて取扱うものとする。

(乗車の予約)

第10条 利用者は、乗車を希望する日の2日前(運休日を除く)から当日利用する便の出発時刻の30分前までの間に阿見町デマンドタクシー予約受付センター(以下「予約センター」という。)に連絡し予約するものとする。ただし、8時及び9時台の予約については、乗車を希望する日の前日までに予約するものとする。

(乗車の予約の取り消し)

第11条 乗車の予約の取り消しは、利用者が予約した運行時間の前に予約センターに連絡し、当該予約取り消しの確認をもって成立するものとする。ただし、8時台の予約については、予約センターにおいて指定した事業者へ連絡するものとする。この場合において、当該乗車の予約を取り消したことによる乗車料金等は生じないものとする。

(違約金)

第12条 前条の規定において、予約の運行時間を過ぎてからの乗車の取り消し、又は利用者が指定した乗車場所にデマンドタクシーが到着してからの乗車の取り消しについては、利用者は違約金として乗車料金の額を支払うものとする。

(乗降場所)

第 13 条 デマンドタクシーの乗降場所は、利用者の指定した場所とする。ただし、大規模公共施設等については、当該施設管理者からの承諾のうえ、協議会があらかじめ指定した場所を乗降場所とすることができる。

(運行車両)

第 14 条 運行するデマンドタクシーについては、阿見町が所有する車両（以下「ワゴン型車両」という。）を事業者へ無償で貸与するものとする。

2 ワゴン型車両が、予期せぬ事態により運行が困難になった場合、事業者が所有するタクシー車両を使用するものとする。

3 同条第 1 項及び第 2 項における詳細な事項については、協議会会長及び事業者にて協議のうえ決定するものとする。

(表示)

第 15 条 協議会は、この事業に供する車両であることを明らかにするため、次に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

(1) 「デマンドタクシー」であることを示す文字

(2) その他、協議会会長が必要と認めるもの

2 前項に規定する表示に関する文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

(運行記録)

第 16 条 事業者は、運行記録(様式第 4 号)を作成し、運行した月の翌月 10 日までに協議会に提出するものとする。

(事故報告)

第 17 条 事業者は、この事業に係る業務において事故等が発生した場合は迅速かつ的確にこれに対応し、協議会に速やかに報告するとともに事故報告書(様式第 5 号)を提出するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、協議会に苦情等の処理について苦情等処理報告書(様式第 6 号)を提出するものとする。

(重要事項の決定)

第 19 条 この事業における運行の形態、運行回数、運行時間及び乗車料金等の重要な事項については、協議会において協議し決定する。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程（改正案）

平成 20 年 8 月 22 日  
制 定

### （設置）

第 1 条 阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条第 1 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 幹事会は、阿見町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に提案するもののほか、阿見町の地域公共交通に必要な事項について協議又は調整するものとする。

### （組織）

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### （幹事長及び副幹事長）

第 4 条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長は当該会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

### （専門部会）

第 6 条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### （報告）

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

### （庶務）

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 13 条に規定する協議会の事務局において処理する。

### （委任）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規定は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

- (1) ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店 課長
- (2) 関東鉄道株式会社 自動車部 次長
- (3) 有限会社新町タクシー 取締役
- (4) 日本貿易運輸株式会社 取締役
- (5) 有限会社ナカヤ観光 代表取締役
- (6) 一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 副会長
- (7) 一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事
- (8) 関東鉄道労働組合 書記長
- (9) 国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
- (10) 茨城県牛久警察署 交通課 交通規制係長
- (11) 茨城県牛久警察署 地域課 阿見地区交番所長
- (12) 茨城県企画部 交通対策室 室長補佐
- (13) 茨城県土木部 竜ヶ崎工事事務所 次長
- (14) 国立大学法人茨城大学 農学部教授
- (15) 阿見町総務部 企画財政課長
- (16) 阿見町総務部 交通防災課長
- (17) 阿見町保健福祉部 社会福祉課長
- (18) 阿見町保健福祉部 障害福祉課長
- (19) 阿見町生活産業部 商工観光課長
- (20) 阿見町生活産業部 環境政策課長
- (21) 阿見町都市整備部 都市施設管理課長
- (22) 阿見町教育委員会 学校教育課長

## 阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程（改正案）

平成 20 年 8 月 22 日  
制 定

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 13 条第 4 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

### （職員等）

第 3 条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、阿見町都市整備部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、阿見町都市整備部都市計画課の職員をもって充てる。

### （専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

### （文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、阿見町において定められている文書の取扱いの例による。

### （公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、阿見町において定められている公印の取扱いの例による。

### （委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者	
阿見町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	<table border="1"><tr><td>阿見町地域 公共交通活 性化協議会</td></tr></table>	阿見町地域 公共交通活 性化協議会	てん書	21mm×21mm	会長名をも って発する 文書	1	事務局長
阿見町地域 公共交通活 性化協議会							

## 【報告第3号】

### 平成24年度受託研究として実施した事業（調査）内容の実績一覧

茨城大学工学部  
准教授 山田 稔

#### 1. デマンドタクシーの本格運行に向けた実証実験結果の評価・調査に関する業務

- ・利用者専門部会メンバー（シルバークラブ代表者）へのヒアリング調査の準備作業（現況課題説明及び質問項目の作成）を行った
- ・同ヒアリング調査の一部に町担当者と同行し、記録作成等を担当した
- ・同ヒアリング調査の結果の整理を行い、考察を行うとともに今後の方向性を示した

#### 2. 路線バス再編検討のための基礎情報の調査・分析業務

- ・高校生等の若者を対象とした移動の実態の把握と路線バスへの転換の可能性を知るためのアンケート調査の調査票を作成するとともに、第2回協議会において説明を行った。
- ・同調査票を用いたアンケート調査の印刷、封入、回収、督促ハガキ作成発送、および回収アンケート表のデータ入力、集計、分析を行った。

#### 3. Web ページを用いた情報提供

- ・デマンド交通の登録者数及び利用状況の月ごとの状況を、Web で提供を行った。
- ・協議会の協議内容及び協議資料について、Web で提供を行った。